

1号委員（病院長）（議長）	須加原 一博	
2号委員（地域がん診療連携拠点病院長）	諸喜田 林	（北部地区医師会病院）
	平安山 英盛	（県立中部病院）
	與議 實津夫	（那覇市立病院）
3号委員（沖縄県医師会長）	宮城 信雄	
4号委員（沖縄県歯科医師会長）	比嘉 良喬	
5号委員（沖縄県薬剤師会長）	神村 武之	
6号委員（沖縄県看護協会会長）	奥平 登美子	
7号委員（沖縄県政策参与）	玉城 信光	
8号委員（沖縄県福祉保健部長）	奥村 啓子	
9号委員（がんセンター長）	増田 昌人	
10号委員（医療福祉支援センター長）	村山 貞之	
11号委員（薬剤部長）	宇野 司	
12号委員（看護部長）	川満 幸子	
13号委員（事務部長）	原田 隆治	
14号委員（各拠点病院より2名）	照屋 淳	（北部地区医師会病院）
	柴山 順子	（北部地区医師会病院）
	玉城 和光	（県立中部病院）
	上田 真	（県立中部病院）
	友利 寛文	（那覇市立病院）
	宮里 浩	（那覇市立病院）
15号委員（患者関係の立場の者から）	吉田 祐子	（患者の立場の者）
		（患者家族の立場の者）
	三木 雅貴	（患者遺族の立場の者）
16号委員（有識者）	天野 慎介	
	埴岡 健一	
	山城 紀子	
17号委員（琉大病院長が必要と認める者）	砂川 元	
	吉見 直己	

沖縄県がん診療連携協議会要項の一部改正に伴う新旧対照表（案）

新	旧
（改正理由） 沖縄県がん診療連携協議会の委員に，準地域がん診療連携拠点病院の者を加える必要があることから，所要の改正を行う。	
第 1 条 略 （組織） 第 2 条 協議会は，次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 琉大病院の病院長 (2) 沖縄県の地域がん診療連携拠点病院（別表 1）の病院長 <u>(3) 沖縄県のがん診療連携支援病院（別表 2）の病院長</u> <u>(4) 沖縄県医師会長</u> <u>(5) 沖縄県歯科医師会長</u> <u>(6) 沖縄県薬剤師会長</u> <u>(7) 沖縄県看護協会長</u> <u>(8) 沖縄県政策参与</u> <u>(9) 沖縄県福祉保健部長</u> <u>(10) 琉大病院のがんセンター長</u> <u>(11) 琉大病院の医療福祉支援センター長</u> <u>(12) 琉大病院の薬剤部長</u> <u>(13) 琉大病院の看護部長</u> <u>(14) 琉大病院の事務部長</u> <u>(15) 沖縄県の地域がん診療連携拠点病院から 各 2 人</u> <u>(16) 沖縄県のがん診療連携支援病院から 各 1 人</u> <u>(17) 患者関係の立場の者から 若干人</u> <u>(18) 有識者 若干人</u> <u>(19) その他琉大病院の病院長が必要と認める者 若干人</u> 2 前項第 <u>1 7 号</u> から第 <u>1 9 号</u> に規定する委員は，琉大病院の病院長が委嘱する。 3 第 1 項第 <u>1 7 号</u> から第 <u>1 9 号</u> に規定する委員の任期は，2 年とし，再任を妨げない。 4 第 1 項第 <u>1 7 号</u> から第 <u>1 9 号</u> に規定する委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は，前項の規定にかかわらず，前任者の残任期間とする。	第 1 条 略 （組織） 第 2 条 協議会は，次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 琉大病院の病院長 (2) 沖縄県の地域がん診療連携拠点病院（別表 1）の病院長 <u>(3) 沖縄県医師会長</u> <u>(4) 沖縄県歯科医師会長</u> <u>(5) 沖縄県薬剤師会長</u> <u>(6) 沖縄県看護協会長</u> <u>(7) 沖縄県政策参与</u> <u>(8) 沖縄県福祉保健部長</u> <u>(9) 琉大病院のがんセンター長</u> <u>(10) 琉大病院の医療福祉支援センター長</u> <u>(11) 琉大病院の薬剤部長</u> <u>(12) 琉大病院の看護部長</u> <u>(13) 琉大病院の事務部長</u> <u>(14) 沖縄県の地域がん診療連携拠点病院から 各 2 人</u> <u>(15) 患者関係の立場の者から 若干人</u> <u>(16) 有識者 若干人</u> <u>(17) その他琉大病院の病院長が必要と認める者 若干人</u> 2 前項第 <u>1 5 号</u> から第 <u>1 7 号</u> に規定する委員は，琉大病院の病院長が委嘱する。 3 第 1 項第 <u>1 5 号</u> から第 <u>1 7 号</u> に規定する委員の任期は，2 年とし，再任を妨げない。 4 第 1 項第 <u>1 5 号</u> から第 <u>1 7 号</u> に規定する委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は，前項の規定にかかわらず，前任者の残任期間とする。

第3条 ～ 第10条 略

別表1（第2条第1項第2号関係）

沖縄県の地域がん診療連携拠点病院	那覇市立病院
	沖縄県立中部病院

別表2（第2条第1項第3号関係）

沖縄県のがん診療連携支援病院	北部地区医師会病院
	沖縄県立宮古病院
	沖縄県立八重山病院

附 則
この要項は、平成22年6月11日から施行する。

第3条 ～ 第10条 略

別表1（第2条第1項第2号関係）

沖縄県の地域がん診療連携拠点病院	那覇市立病院
	沖縄県立中部病院
	北部地区医師会病院

沖縄県がん診療連携協議会幹事会の運営に関する申合せの一部改正に伴う新旧対照表（案）

新	旧
(改正理由) 沖縄県がん診療連携協議会幹事会の幹事に、がん診療連携支援病院の者を加える必要があることから、所要の改正を行う。 1 略 (組織) 2 幹事会は、沖縄県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）委員の中から、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 協議会要項第2条第1項第<u>10</u>号の者 (2) 協議会要項第2条第1項第<u>15</u>号の者 各1人 (3) 協議会要項第2条第1項第<u>16</u>号の者 (4) その他協議会議長が必要と認めた者 3 ～ 10 略 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成22年6月11日から施行する。</u>	1 略 (組織) 2 幹事会は、沖縄県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）委員の中から、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 協議会要項第2条第1項第<u>9</u>号の者 (2) 協議会要項第2条第1項第<u>14</u>号の者 各1人 (3) その他協議会議長が必要と認めた者 3 ～ 10 略

A 北部地区医師会病院の、沖縄県がん診療連携協議会・幹事会・7部会への各種委員の参加について事務局よりの案

1 協議会委員は2名とする

地域がん診療連携拠点病院に準じて病院長を職責として委員に加える。

さらに当該病院におけるがん診療を統括する実務責任者1名を委員として加える

2 幹事会委員は1名とする

具体的には、当該病院におけるがん診療を統括する実務責任者1名（原則として上記の協議会委員が兼ねる）

3 部会委員は各1名以上とする

7つの部会ごとに、当該病院におけるがん診療を統括する実務責任者、各領域の実務責任者、もしくは実務者が委員となる

B 沖縄県がん診療連携支援病院（仮称）が指定後の、沖縄県がん診療連携協議会・幹事会・7部会の規約・申合せの改訂について

1 協議会委員は2名とする

地域がん診療連携拠点病院に準じて病院長を職責として委員に加える。

さらに当該病院におけるがん診療を統括する実務責任者1名を委員として加える

2 幹事会委員は1名とする

具体的には、当該病院におけるがん診療を統括する実務責任者1名（原則として上記の協議会委員が兼ねる）

3 部会委員は各1名以上とする

7つの部会ごとに、当該病院におけるがん診療を統括する実務責任者、各領域の実務責任者、もしくは実務者が委員となる